





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月31日(火)

号 外(第13号)

### ■ 目 次

	ページ
規則	
○群馬県地球温暖化防止条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課)	2
○群馬県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築課)	2
○群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(会計課)	2
○群馬県財務規則の一部を改正する規則 (同)	7
告示	
○群馬県報発行規程の一部改正 (学事法制課)	1 3
○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正(会計課)	1 4
○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正(同)	1 4
訓	
○群馬県庁議規程の一部を改正する訓令(秘書課)	1 6
○群馬県職員表彰規程の一部を改正する訓令 (総務課)	1 6
○群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令(同)	1 6
○群馬県処務規程の一部を改正する訓令(人事課)	1 6
○群馬県文書管理規程の一部を改正する訓令 (総務事務センター)	1 8
○群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令(契約検査課)	2 0
災 害 対 策 本 部 規 程	
<ul><li>○群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(危機管理室)</li></ul>	2 1
国民保護対策本部規程	
緊急対処事態対策本部規程	
○群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規	
稈(危機管理室)	2.3

### 規

### 則

群馬県地球温暖化防止条例施行規則 令 和二年三月三十一日 (の一部を改正する規則をここに公布する。

群馬県知事 Ш 本 太

## 群馬県規則第五十二号

号

0) ように改正する。 ;馬県地球温暖化防止条例施行規則(平成二十二年群馬県規則第一群馬県地球温暖化防止条例施行規則の一部を改正する規則 号) の 部 を次

別記様式第一号から別記様式第六号までの規定中 第三条第一号中「森林環境事務所」を「環境森林事務所」に改める。 「书母」を削る。

この規則は、 令和二年四月一日から施行する。

に公布する。 群馬県建築物の耐震改修の促進に関する法律 施行細則 の 一 部を改正する規則をここ

令和二年三月三十一日

群馬県規則第五十三号

# 太

### 群馬県 知事 Ш 本

# 六十八号)の一部を次のように改正する。 群馬県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成二十五年群馬県規則第群馬県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第六条を削り、第五条に次の一項を加え、同条を第六条とする。

2 第四条に次の一項を加え、同条を第五条とする。 定にかかわらず、同号に規定する構造計算書を添えることを要しない。 省令第三十七条第一項の規定により提出する申請書については、同項第二号の規

定にかかわらず、同号に規定する構造計算書を添えることを要しない。 省令第三十三条第二項の規定により提出する申請書については、同項第一号 が規

第三条に次の一項を加え、同条を第四条とする。

第二条中「(法第七条第一号に規定する建築物に係るものに限る。 かわらず、同項に規定する構造計算書を添えることを要しない。 省令第二十八条第二項の規定により提出する申請書については、 同項の! )」を削り、 規定に 同 ゕ

条に次のただし書を加え、同条を第三条とする。

耐震診断書(省令第五条第一項各号に規定する者により作成された建築物の耐震診 [の結果を記載した書類をいう。) の写しとする。 ただし、第三者判定機関が証する書類の添付が不要であると知事が認める場合は

(通行障害建築物の要件の特例)

- 第二条 条第三項第二号及び第三号の規定により記載する道路に限る。次項において「前に接する道路(法第五条第一項の規定により定める群馬県耐震改修促進計画に同条第二項に規定する地盤面をいう。次項において同じ。)が、当該建築物の敷地 条第三項第二号及び第三号の規定により記載する道路に限る。 面道路」という。)の中心線の路面より低い位置にある場合 建築物の地盤面(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二 省令第三条に規定する知事が規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 当該建築物が木造の場合
- 2 省令第四条に規定する知事が規則で定める距離は、 に応じ、それぞれ当該各号に定める距離とする。 次の各号に掲げる場合の区分
- じ、それぞれ同号イ又は口に定める距離に、建築物の地盤面から前面道路の中心前項第一号に掲げる場合 政令第四条第一号イ又は口に掲げる場合の区分に応 線の路面までの高さに相当する距離を加えた距離
- ずれかの部分までの高さから、当該部分を支持する軒の高さ(地盤面から建築物じ、それぞれ同号イ又は口に定める距離に、建築物の地盤面から当該建築物のい る。)を加えた距離 いう。)を減じて得た値に相当する距離(当該距離が零を下回る場合は、 の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷桁又は柱の上端までの高さを 前項第二号に掲げる場合「政令第四条第一号イ又はロに掲げる場合の区分に応称の路面までの高さに框当する顕廣をカンチョー 零とす

この規則は、 令和二年四月一日 から施行する。

群馬県収入証紙条例施行規則の 一部を改正する規則をここに公布す

令和二年三月三十一日

群馬県知 事 Ш 本 太

## 群馬県規則第五十四号

うに改正する。 群馬県収入証紙条例施行規則(昭和四十一年群馬県規則第十三号)群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則 0) 部を次の

に置くセンターの所長に限る。)」を削る。 第五条第一項中「、室長(県庁の部に置く室の室長に限る。 )及び所長 (県庁の 部

長」」を「「会計管理課長」」に改める。 第十四条第二項中「会計局会計課長」を「会計局会計管理課長」 に 「会計

長」に改める。 第十五条第二項及び第四項並びに第十六条第一項中「会計課長」を 「会計管理 課

関する条例の 別表第一第一 一部を改正する条例 号の表手数料の項第二十五号中「並びに群馬県動物の愛護及び管理 (令和二年群馬県条例第三号) 附則第二項及び第三

証紙を購入する指定 金融機関の店舗名 別表第一の二手数料の項第二十一号中「並びに群馬県動物の愛護及び管理に関する条第一項」に改める。 条第一項」に改める。 の確保等に関する法律関係手数料条例」に改め、同項第六十号中「第三条」を「第三に改め、同項第五十号中「群馬県肥料取締法関係手数料条例」を「群馬県肥料の品質「群馬県覚せい剤取締法関係手数料条例」を「群馬県覚醒剤取締法関係手数料条例」項」を削り、同項第四十一号中「第十一号」を「第八号」に改め、同項第四十四号中項」を削り、同項第四十一号中「第十一号」を「第八号」に改め、同項第四十四号中

別記様式第四号表中別記様式第四号表中「第三条」を「第三条第一項」に改める。例」に改め、同項第五十五号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。例」を「群馬県覚醒剤取締法関係手数料条例」に改め、同項第四十八号中「群馬県肥料の品質の確保等に関する法律関係手数料条例」を「群馬県覚醒剤取締法関係手数料条例」に改め、同項第三十七号中「第十一号」を「第八号」に改め、同項第四十号中「群馬県覚せい剤取締法関係手数料条条例の一部を改正する条例附則第二項及び第三項」を削り、同項第三十七号中「第十条例の一部を改正する条例附則第二項及び第三項」を削り、同項第三十七号中「第十条例を第一の二手数料の項第二十一号中「並びに群馬県動物の愛護及び管理に関する

뺽 売 、法人又は団体の場合は、 完証 1 9 さ ば 紙 の 種 (不要の文字を二本線で消すこ 淮 S 9 N 法人名又は団体名及び代表者名)」 櫯 Ĩ, ° く類~ 槛 を に、 프 に、 を

証紙を購入する指定 金融機関の店舗名 誓 約 事 項 裏面のとおり誓約します。

\_

を

め、「及び法務局が発行した発記されていないことの証明書のうち、成年被後見人、被保在人又は被補助人とする記録がない旨の証明書」を削り、「及び定款」を「、定款及び役員一覧」に、「、約款等」を「・約款等及び役員一覧」に改め、同様式表注を次のように改める。

注 添付書類のうち役員―覧は、任意の様式に役員の氏名、氏名のフリガナ、生年月日、性別及び住所が記入されたものとする。

3

裏

### 誓 約 事 項

(売りさばきの能力に関する事項) ※ 申請者が個人の場合のみ該当

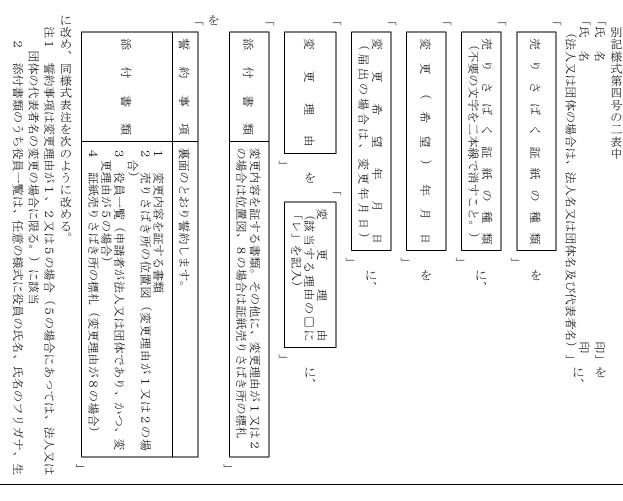
私は、「心身の故障等により、売りさばき人の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当しません。

(群馬県暴力団排除条例(平成22年群馬県条例第51号)第7条第1項に関する事項)

- 1 自己又は自己の法人若しくは団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。 なお、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾します。
  - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (5) 自己、自己の法人若しくは団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げるもの(以下「暴力団等」という。)が運営する店舗等で売りさばきを行いません。
- 3 売りさばき所を運営するものが暴力団等であることを知ったときは、当該売りさばき所における証紙の 売りさばきを中止し、必要書類を提出します。
- 4 自己又は売りさばき所を運営するものが暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに群馬県知事に報告し、警察に通報します。
  - 注 群馬県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でないことの誓約をお願いしています。場合により、内容確認のため群馬県警察本部へ照会をすることがあります。

本申請において提出された個人情報は、証紙売りさばき人の指定に係る事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

別記様式第四号の二裏を次のように改める。



裏

### 誓約事項

- 1 自己又は自己の法人若しくは団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。 なお、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾します。
  - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (5) 自己、自己の法人若しくは団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 1 の (1)から(8)までに掲げるもの(以下「暴力団等」という。)が運営する店舗等で売りさばきを行いません。
- 3 売りさばき所を運営するものが暴力団等であることを知ったときは、当該売りさばき所における証紙の 売りさばきを中止し、必要書類を提出します。
- 4 自己又は売りさばき所を運営するものが暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに群馬県 知事に報告し、警察に通報します。
  - 注 群馬県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でないことの誓約をお願いしています。場合により、内容確認のため群馬県警察本部へ照会をすることがあります。

本申請において提出された個人情報は、証紙売りさばき人の指定に係る事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

別記様式第二十号中別記様式第十六号中 「群馬県知事 「於計課長」を「於計管理課長」に改める。 めつ」を **歩**イ」に改める。

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。 該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定
- 号の改正規定 令和二年六月一日 別表第一第一号の表手数料の項第二十五号及び別表第一 の二手数料の項第二十
- 号の改正規定 止に関する条例の一部を改正する条例(令和二年群馬県条例第二十三号) 4に関する条例の一部を改正する条例(令和二年群馬県条例第二十三号)の施行の改正規定 群馬県覚せい剤取締法関係手数料条例及び群馬県薬物の濫用の防別表第一第一号の表手数料の項第四十四号及び別表第一の二手数料の項第四十 日
- 防止に関する条例の一部を改正する条例(令和二年群馬県条例第二十八号)の施号の改正規定(群馬県肥料取締法関係手数料条例及び群馬県肥料等の大量投与の一)別表第一第一号の表手数料の項第五十号及び別表第一の二手数料の項第四十八
- 規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県収入証紙条例施行規則の

:馬県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令 和 二年三月三十一日

群馬県知事 Ш 本 太

# 群馬県規則第五十五号

# 群馬県財務規則の一部を改正する規則

目次中「二百六十七条」を「二百六十七条の四」に改める。 群馬県財務規則(平成三年群馬県規則第十八号) の一部を次のように改正する。

部に置くセンターの所長に限る。)」を削り、同条第十二号中「会計局会計課長」を第二条第十一号中「、室長(県庁の部に置く室の室長に限る。)及び所長(県庁の 同条第十八号中「会計局会計課」を「会計局会計管理課」に、 「会計局会計管理課長」に、「企業局総務課長」を「企業局経営戦略課長」に改め、 「企業局経営戦略課」に改める。 「企業局総務課」を

森林事務所長、環境事務所長、森林事務所長」に改める。 第三条第一項の表中「森林環境事務所長、森林事務所長、 環境事務所長」を 環 境

第四条第二項中「森林環境事務所」を「環境森林事務所」に改める。

くセンターに限る。)」を削る。 第六条第八項中「、室(県庁の部に置く室に限る。)及びセンター(県第五条第二項中「会計局会計課長」を「会計局会計管理課長」に改める。 (県庁の部に置

第二十六条第五項及び第六項中 「森林環境事務所」 を 「環境森林事務所」 に改める。

> に領収書の取扱いについて特別の定めがあるとき」に改める。 第六十条の二第一項ただし書中「場合」を「とき又は徴収事務等受託者との契約等

第六十七条第一号中「、賃金」を削る。

ずつ繰り上げる。 第八十八条中第一号を削り、 第二号を第一号とし、 第三号から第十八号までを一号

十六号までを一号ずつ繰り上げる。 第百九十一条第一項中第十二号を削り、 第十三号を第十二号とし、 第十四 |号から

同項第二号中「正当な理由がないのに」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四第二百五条第一項第一号中「契約の相手方の責めに帰すべき理由により、」を削り 号とする。

「前条第一項の規定により契約を解余し、いつ、切してにより、相手方が第二百一条第一項の規定に違反したとき」を加え、同条第三項中「前項」を相手方が第二百一条第一項の規定に違反したとき」を加え、同条第三項中 第二百六条第一項中「とき」の下に「 (同項第一号又は第二号の規定に該当する場

「課長」の下に「、審査室長」を加え、同条第四号中「会計局審査課」を 項後段」に改め、同条第三号中「会計局審査課」を「会計局会計管理課」に改め、第二百六十条中「第二百四十三条の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の二第 「会計局会

計管理課」に改め、「課長」の下に「、審査室長」を加える。 第二百六十一条第二項中「第二百四十三条の二第一項各号」を 「第二百四十三条

二の二第一項各号」に改める。 第二百六十二条第一項中「第二百四十三条の二第一 項 を 「第二百四

る」及び「及び地域機関等の長」を削る。第二百六十三条の見出しを「(会計管理者の検査)」二第一項」に改める。 十三条の二

に改め、 同条中 「県庁に お

第二百六十五条第一項中「検査は」を「会計管理者の検査は」に改める。「検査は」を「会計管理者の検査は」に改める。 第二百六十四条の見出し中「検査」を「会計管理者の検査」 に改め、 同条第一 項 中

第二百六十六条の見出し中「検査」を「会計管理者の検査」に改める。

中同条の次に次の三条を加える。 第二百六十七条の見出し中「検査後」を「会計管理者の検査後」に改め、 第十二章

(自己検査)

第二百六十七条の二 査」という。)を行わなければならない。所属職員の中から自己検査員を命じ、自らが行う会計事務の検査 課長等は、所管する財務会計事務の適正を期するため、 (以 下 「自己検 、毎年度

(自己検査の方法)

第二百六十七条の三 要があると認めたときは、直ちに必要な措置を講じなければ二百六十七条の三(自己検査は、別に定める方法により行い 必

第二百六十七条の四 り会計管理者に報告しなければならない。 二百六十七条の四 課長等は、自己検査な 自己検査終了後その実施状況を別に定める様式によ

の

群馬県ぐんま総合情報センター

総合情報係長

防修係長

群馬県自治研修センタ

の項中

総務部

政県税事務

収納係長又は収総務振興係長、

収納第一切総務係品

係長、

長

会規則第八号)

第二条に規定する課及び室の項中

「及び室」を削り、

同表地域機

室

2 別表第一総務部の項の前に次のように加える。の他の適当な方法により確認するものとする。 他の適当な方法により確認するものとする。会計管理者は、前項の報告を受けたときは、 必要に応じてその内容を実地検査そ

	4π	
	ᄺ	
	重	
	7	
	虹	
	m/z	
	知事戦略	
	部	- 1
	引)	
	群	
	和十	
	馬県東京事務所	
	WA	
	旦	
	215	
1	重	
	/[	
	兄	
	4	
	76	
	裕	
	===	
	IJТ	

に改め、 項を削り、 男女共同参画センター 群馬県女性相談所 群馬県ぐんま総合情報センター」を加える。 環境森林事務所」に、 林環境部の項中「森林環境部」を「環境森林部」に、「群馬県西部森林環境事務所」 項中「こども未来部」を「生活こども部」に、 ポーツ振興センター」を「群馬県立世界遺産センター」に改め、同表こども未来部に改め、「ぐんま男女共同参画センター」群馬県女性相談所」」を削り、「群馬県 林事務所」に改め、 を「群馬県西部環境森林事務所」に、「群馬県吾妻森林環境事務所」を「群馬県吾妻 別表第 同表生活文化スポーツ部の項中「生活文化スポーツ部」を「地域総務部の項中「 群馬県ぐんま総合情報センター」を削り、同表 同表産業経済部の項中「群馬県太田産業技術専門校」の下に 「群馬県利根沼田森林環境事務所」を「群馬県利根沼田環境森 群馬県中央児童相談所」に改め、 「群馬県中央児童相談所」を「ぐんまンター」に改め、同表こども未来部の 表企画 敬創生部」 な企画部の 同表森 Ż

別 別表第一の二の三の表注二中「課等」を 表第一の三の表中 審査課長 課 を に、 会計管理課長 「課長等」を 「課長」に改める に改め、 同表支

同表注五を同表注六とし、同表注四の次に次のように加える。 負担行為の部賃金の項を削り、 五. 同表注二中「審査課長」を「会計管理 一課長」に改め

馬

県

報

る。)」を削り、 部に置く室に限る。)及びセンター 次長」に改め、 別表第二会計局の項中「審査課長及び会計課次長」を「会計管理課の審査室長及び別表第一の四注一中「総務事務センター所長」を「総務事務管理課長」に改める。 (県庁の部に置く室に限る。) 及びセンター 同表行政組織規則第八条第一項及び第四項に規定する課、 同表群馬県教育委員会事務局組織規則(平成十六年群馬県教育 (県庁の部に置くセンターに限る。) (県庁の部に置くセンター の項中 室(県庁の

てこれに代えることができる。 会計管理課長までの合議については、 会計管理課審査室長への合議をも

			を			関 委	: に . 限	¬ , ,
	-						- 14	_ _ 1
ぎ音	生活こど					岩	羽地域創生	
	ぐんま男女共同参画センター	群馬県立世界遺産センター	群馬県立土屋文明記念文学館	群馬県立自然史博物館	群馬県立歴史博物館	群馬県立館林美術館	群馬県立近代美術館	
	事業推進係長	普及調査係長	教育普及係長	総務係長	次長	教育普及係長	総務係長	

											. '			
来部まれ							部 2 1 2 1	生活文化		企画部			総務部	部知事戦略
児童相談所	群馬県スポーツ振興センター	群馬県立土屋文明記念文学館	群馬県立自然史博物館	群馬県立歴史博物館	群馬県立館林美術館	群馬県立近代美術館	群馬県女性相談所	ぐんま男女共同参画センター	群馬県立世界遺産センター	群馬県東京事務所		群馬県自治研修センター	行政県税事務所	群馬県東京事務所
調整係長) 童相談所にあっては、企画 施設里親支援係長(中央児	スポーツ振興係長	教育普及係長	総務係長	次長	教育普及係長	総務係長	次長	事業推進係長	普及調査係長	行政係長		研修係長	収納係長又は収納第一係長総務振興係長、総務係長、	行政係長

に を に、 辞令の写し)を添付」を削る。

別記様式第六十三号及び別記様式第六十四号を次のように改める。

類の写し及び新任者の人事記録の写し

出納員・分任出納員が不在となる理由を示す書 )(新任者が嘱託・臨時職員等である場合には、

別記様式第一号の三備考3中「し、

林環境事務所」を 「食品・医薬品検査係長」を「次長」 森林事務所 森林事務所 環境事務所 環境事務所 群馬県女性相談所 児童相談所 群馬県ぐんま総合情報センター 産業技術専門校 産業技術専門校 「環境森林事務所」 にに 総務森林係長 総務環境係長 総務環境係長 総務森林係長 「森林環境部」を 調整係長) 童相談所にあっては、 施設里親支援係長(中 次長 総合情報係長 総務係長 総務係長 「環境森林部」に、 企 中 更 児 に、 を に改 を 「森

削り、同表旅費の項中「旅行命令簿」の下に「、支給明細書」を加える。別表第四報酬の項中「勤務条件明示書」を「発令通知書」に改め、同表賃金の項を課の項中「課長補佐」を「調査官、課長補佐及び係長」に改める。 広聴課」に、「相談案内係長」を「広聴・案内係長」に改め、同表警察本部広報広聴「法制係長」に改め、同表県民センターの項中「県民センター」を「県民活動支援・ める。 出明細書」に改め、同表第六十四号の項中「報酬・賃金・報償費領収書」を「報酬・別表第六第六十三号の項中「報酬・賃金・報償費支出明細書」を「報酬・報償費支 報償費領収書」に改める。 別表第三学事法制課の項中「学事法制課」を 「総務課」に、 「法制第一係長」を

別記様式第63号(規格A4)

報酬・報償費支出明細書

月分 点検者職

(支出回議書添付用) (月日~月日)氏名

印

	- шынх н				( )1	H	/1	,	74-11							
			1	2	3	4	5	6	7	8	住所					
出	勤 状	VП	9	10	11	12	13	14	15	16	氏名					
Щ	勤 状	況	17	18	19	20	21	22	23	24						
			25	26	27	28	29	30	31							月額・日額
			日数	女 • 日	寺間	単	価	支出	額(	円)	控除	内	容	金	額	乙
出	勤日	数			目						所	得	税			<del>-</del>
出	勤時間	引 数			時間											丙
																支払金額
支	Н	1	金		額		計				控 除	金 額	計			
			1	2	3	4	5	6	7	8	住所					
111	++-L J I N	ЭШ	9	10	11	12	13	14	15	16	氏名					
出	勤 状	況	17	18	19	20	21	22	23	24						
			25	26	27	28	29	30	31							月額・日額
			日数	女 • 日	寺間	単	価	支出	額(	円)	控除	内	容	金	額	乙
出	勤日	数			目						所	得	税			<del>-</del>
出	勤時間	1 数			時間											丙
																支払金額
支	Н	1	金		額		計				控除	金 額	計			
			1	2	3	4	5	6	7	8	住所					
	-11. 1++	\ <u></u>	9	10	11	12	13	14	15	16	氏名					
出	勤 状	況	17	18	19	20	21	22	23	24						D det D det
			25	26	27	28	29	30	31							月額・日額
			日数	女 • 日	寺間	単	価	支出	額(	円)	控除	内	容	金	額	乙
出	勤日	数			日						所	得	税			<del>-</del>
出	勤時間	<b>影</b>			時間											丙
																支払金額
支	Ц	1	金		額		計				控 除	金額	計			
			1	2	3	4	5	6	7	8	住所					
111	#1 41	Эm	9	10	11	12	13	14	15	16	氏名					
出	勤 状	況	17	18	19	20	21	22	23	24						
			25	26	27	28	29	30	31							月額・日額
			日数	女 • 日	寺間	単	価	支出	額(	円)	控除	内	容	金	額	乙
出	勤日	数			月						所	得	税			±
出	勤時間	引 数			時間											丙
																支払金額
支	Н	1	金		額		計				控 除	金 額	計			

上記のとおり勤務したことを証明する。

年 月 日

所属長職氏名

印

別記様式第64号(規格A4)

報酬・報償費領収書

月分 点検者職

(前渡金精算書添付用) (月日~月日)氏名

印

(月)	渡金	<b></b>   月   1	<b>音</b> 称个	丁川)		(	月;	∃~	月 月	1) 氏	名				H1				
				1	2	3	4	5	6	7	8	住所							
出	勤	状	シ□	9	10	11	12	13	14	15	16	氏名							
Щ	到	1/\	況	17	18	19	20	21	22	23	24						受	領	印
				25	26	27	28	29	30	31									
				日数	女 • 日	寺 間	単	価	支出	額(	円)	控除	内	容	金	額			
出	勤	日	数			日						所	得	税			受针	頁年,	月日
出	勤	寺 間	数			時間													
																	支	払金	沒額
支		出		金		額		計		1	1	控除	金額	計					
				1	2	3	4	5	6	7	8	住所							
出	勤	状	況	9	10	11	12	13	14	15	16	氏名				1			
	-,-	,	,,,	17	18	19	20	21	22	23	24						受	領	印
				25	26	27	28	29	30	31									
				日数	女 • 日	寺 間	単	価	支出	額(	円)	控除		容	金	額			
出	勤	日	数			日						所	得	税			受令	頂年,	月日
出	勤	寺 間	数			時間													
																	支	払金	え 額
支		出		金		額		計		ı	1		金額	計					
				1	2	3	4	5	6	7	8	住所							
出	勤	状	況	9	10	11	12	13	14	15	16	氏名					_		
				17	18	19	20	21	22	23	24						受	領	印
				25	26	27	28	29	30	31		1 ub. 17 A				dere			
	-11-1		Mer	日数	<b>女・</b> 日		単	価	支出	額(	円)	控除		容	金	額			
出	勤	日	数			日						所	得	税			受制	頂年,	月日
Щ	勤問	守 间	数			時間											+	<u> Т.</u> Л	. hat
+-		111		^		岩下		<b>⇒</b> 1.				₩ F△	<u> </u>	<b>∄</b> J.			文	払金	₹ 額
支		出		金 1	2	額	4	計 5	6	7	8	控 际 住所	金額	ĦΤ					
				9	10							任							
出	勤	状	況		18	11	12 20	13 21	14 22	15 23	16	八石					受	領	印
				17 25	26	27	28	29	30	31	24						又	唄	H1
					<sup>26</sup>  大・		 単	 価		額(	ш /	控除	. 内	容	金	額			
出	勤	日	数	日亥	χ ' μ	日 日	平	ΙЩ	ス田	ity (	11)	所	· Pi — 得	税	<u>T</u>	帜	恶 4	頂年,	日日
_	勤币					時間						121	1,1	1VL			メー	я T /	,1 H
Н	<i>3</i> // F	. III]	外入			1 lb1											幸	払金	タ 類
支		出		金		額		計				控 除	金額	計			^	<u>'</u> ─ 7	- 45
^		щ		217-		1151		μΙ	L			17 121	业 115	нТ					

上記のとおり勤務したことを証明する。

年 月 日

所属長職氏名

印

示

令和二年三月三十一日 群馬県報発行規程の一部を改正する告示を次のように定める。 **②群馬県告示第百七号** 改正する。 「課」に改め、同条第三項中「学事法制課長」を「総務課長」に改める。第八条第一項中「学事法制課」を「総務課」に改め、同条第二項中 第九条中「学事法制課」を「総務課」に改める。 群馬県報発行規程(昭和三十四年群馬県告示第四百七十四号)群馬県報発行規程の一部を改正する告示 群馬県知事 同条第二項中

の一部を次のように

「課等」

Ш

本

太

る。 第十三条中「学事法制課長」を「総務課長」に改める。第十四条中「学事法制課長」を「総務課長」に改める。第十三条中「学事法制課」を「総務課」に改める。 第十条、第十一条及び第十二条第二項中「学事法制課長」を「総務課長」に改める。 「課 (所)

を「飄煉」に改め

この告示は、 令和二 |年四月一日から施行する。

### ◎群馬県告示第108号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示(平成19年群馬県告示第170号)の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

1の項中「会計局会計課の出納員」を「会計局会計管理課の次長である出納員」に改める。

2の項中「会計局審査課の出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、同項エ中「県民センター」を「県民活動支援・広聴課」に改め、同項シ中「児童福祉課」を「児童福祉・青少年課」に改め、同項セ中「県民生活課」を「県民活動支援・広聴課」に改め、同項ソ中「管財課」を「財産有効活用課」に改め、同項チ中「会計課」を「会計管理課」に改め、同項に次のように加える。

ヌ 群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例(平成11年群馬県条例第75号)第3条第1項に規定する手数料 の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務

ネ スポーツ振興センターに係る出納整理期間中の支出負担行為の確認に関する事務

3の項中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、同項イ中「職員の」を「職員(会計年度任用職員を除く。)の」に改め、同項ウ中「、室(県庁の部に置く室に限る。)、センター(県庁の部に置くセンターに限る。)」及び「及び室」を削り、「ものに限る」を「ものに限り、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を除く」に改め、同項エ中「職員の」を「職員(会計年度任用職員を除く。)の」に改める。

4の項中「又は室(県庁の部に置く室に限る。以下この項において同じ。)」を削り、「課又は室に」を「課に」に改める。

### ◎群馬県告示第109号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示(平成19年群馬県告示第171号)の一部を次のように改正し、 令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

表管財課の項の前に次のように加える。

戦略企画課 分任出納員	会計局会計管理課の審 査室長である出納員	ぐんまふるさと納税に係る寄附金の収納に関 する事務
-------------	-------------------------	------------------------------

表管財課の項機関の欄中「管財課」を「財産有効活用課」に改め、同項指揮権者の欄中「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、同項委任事務の欄中「管財課」を「財産有効活用課」に改め、表税務課の項中「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、同項委任事務の欄を次のように改める。

県税徴収金(ゆうちょ銀行振替口座からの払出 しに係るものに限る。)の出納及び保管に関す る事務

表地域政策課の項中「地域政策課」を「地域創生課」に、「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査

室長である出納員」に改め、表県民生活課の項機関の欄中「県民生活課」を「県民活動支援・広聴課」に改め、同項指揮権者の欄中「会計局審査課出納員」を「会計局会計課の審査室長である出納員」に改め、同項委任事務の欄を次のように改める。

- 1 県民活動支援・広聴課に属する歳入金に係 る現金の収納に関する事務
- 2 県民活動支援・広聴課における歳計外現金 (災害義援金の募集に係るものに限る。)の 出納及び保管に関する事務

表県民センターの項を削り、表医務課の項中「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、表児童福祉課の項機関の欄中「児童福祉課」を「児童福祉・青少年課」に改め、同項指揮権者の欄中「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、同項委任事務の欄中「児童福祉課」を「児童福祉・青少年課」に改め、表保健福祉事務所の項中「児童福祉課」を「児童福祉・青少年課」に改め、表保健福祉事務所の項中「児童福祉課」を「児童福祉・青少年課」に改め、表廃棄物・リサイクル課の項中「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、表林政課の項中「林政課」を「森林保全課」に、「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、表林業振興課の項中「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、同項の次に次のように加える。

畜産課 分		査室長である出納員	群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例(平成11年群馬県条例第75条)第3条第1項に規定する手数料の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務
-------	--	-----------	--

表農業事務所の項中「(平成11年群馬県条例第75号)」を削り、表商政課の項中「商政課」を「経営支援課」に、「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、表住宅政策課の項中「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、表会計局会計課の項中「会計局会計課」を「会計局会計管理課」に、「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に、「会計課に」を「会計管理課に」に改め、表教育委員会事務局管理課の項、警察本部広報広聴課の項及び選挙管理委員会の項から群馬県行政不服審査法関係手数料条例(平成28年群馬県条例第24号)第1条の規定による手数料の収納を行う機関の項までの規定中「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改める。

訓

令

### 群馬県訓令甲第七号

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和二年三月三十一日

群馬県知事 Ш 本 太

専 地域 関 機 関 庁

# 群馬県庁議規程の一部を改正する訓令

観光局長」を「森林局長、戦略セールス局長」に、「広報課長」を「メディアプロモ長」を「環境森林部長」に改め、同条第二項中「環境局長、コンベンション推進局長、を「知事戦略部長、総務部長、地域創生部長、生活こども部長」に、「森林環境部第三条第一項中「総務部長、企画部長、生活文化スポーツ部長、こども未来部長」 ション課長」に改める。 群馬県庁議規程(平成四年群馬県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

この訓令は、 令和二年四月一日から施行する。

### 群馬県訓令甲第八号

群馬県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和二年三月三十一日

専 地域 関 機 関 庁

群馬県知事 Ш 本 太

# (県職員表彰規程(昭和五十五年群馬県訓令甲第十二号)群馬県職員表彰規程の一部を改正する訓令

正する。 :馬県職員表彰規程 の 部を次のように改

第二条第五号中「、 室長 (部に置く室の長に限る。 )」及び「所長並びに」 を削る。

の訓令は、 令和二 一年四月一日から施行する。

### 群馬県訓令甲第九号

群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和二年三月三十一日 専門機関

群馬県知事 Ш 本 太

# 群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

を次のように改正する。 群馬県副知事の担当事務に関する規程(平成十九年群馬県訓令甲第十二号) の 部

号中「こども未来部」を「生活こども部」に改め、同項第三号中「森林環境部」を に改める。 ポーツ部」を 第三号中「企画部」を「総務部」に改め、同表副知事津久井治男の担当事務の項第一第一条第一項の表共管事務の項第二号中「総務部」を「知事戦略部」に改め、同項 「環境森林部」に改め、同表副知事宇留賀敬一の担当事務の項第一号中「生活文化ス 「地域創生部」に改め、 同項第二号中「森林環境部」を「環境森林部

附

この訓令は、 令和二 一年四月一日

から施行する。

### 群馬県訓令甲第十号

群馬県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

### 群馬県知事 Ш

本

太

務管理課長」に改める。 群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。群馬県処務規程の一部を改正する訓令 ·を除く。)並びに」を削り、同条第十五号中「総務事務センター所長」を「総務事第二条第九号中「、室(部に置かれる室に限る。)」及び「センター(緑化センタ

課長」に改める。 第十六条第二項及び第十七条第四項中「総務事務センター所長」を 「総務事務管理

第二十一号。以下「勤務時間規則」という。)第二条の十第四項第三号に規定する職の及び群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県人事委員会規則 員のうち所属長が認めたものの」に改める。 第三十三条第三項中「もの及び」を「もの、」に、 「認めたものの」を「認めたも

第三十三条の四の見出し中 「介護等」の下に「・障害」を加え、 同条第二項中

地域機関 庁

16

地域機関

庁

専門機関

める。 項中「養育又は介護等の状況変更届」を 育又は介護等の状況申出書」を「養育、 介護等又は障害の状況届」に改め、 「養育、 介護等又は障害の状況変更届」に改入は障害の状況届」に改め、同条第五

群馬県人事委員会規則第二十一号。以下「勤務時間規則」という。第三十四条の二第二項中「群馬県職員の勤務時間、休暇等に関す 옜則」という。) 」を休暇等に関する規則 「勤務時間(平成六年

規則」に改める 第五十五条中「危機管理室」 を 「危機管理課」 に、 「管財課長」 を 財 産有効活用

課長」に改める。 第五十七条中「管財 、課長若しくは総務事務センター所長」を 「財産有効活用課長若

しくは総務事務管理課長」に改める。 第五十八条第二号から第六号までの規定中「総務事務センター所長」 を 「総務事務

管理課長」に改める。

第六十三条の見出し中 第六十二条第一項中「管財課長」を 「危機管理室」を「危機管理課」に改め、 「財産有効活用課長」に改める。 同条第

第七十条第三項の表二の項中「、課長、所長及び室長」を「及び課長」に改めめ、同条第二項中「危機管理室長」を「危機管理課長」に改める。 機管理室及び」を「危機管理課及び」に、「危機管理室長」を「危機管理課長」に 生課長」に改第一項中「危 る

境森林事務所」に改め、同表前橋土木事務所、高崎土木事務所及び太田土木事務所事務所」に改め、同表西部森林環境事務所の項中「西部森林環境事務所」を「西部 務所の項中「森林環境事務所(西部森林環境事務所を除く。)、森林事務所及び環境別表第一森林環境事務所(西部森林環境事務所を除く。)、森林事務所及び環境事 項の次に次のように加える 事務所」を「環境森林事務所 別表第一森林環境事務所(西部森林環境事務所を除く。)、森林事務所及び環境 林環境事務所の項中「西部森林環境事務所」を「西部環(西部環境森林事務所を除く。)、環境事務所及び森林

の項を削り 京事務所 り、同表産業技術専門校の項の次一ぐんま総合情報センターの項、 所長。 副所長が不在のときは、 次に次のように加える。 、東京事務所の項及びスポーツ振興センタ 主務 孫長

ぐんま総合情報センター 副 所長。 副所長が不在のときは、 主務係長

うに加える。別表第二世界遺産センター Ò 項を削 9 同表土屋文明記念文学館の 項の次に次の j

別記様式第十号の十中別記様式第十号の八中 世界遺産セ タ 「↑灩蝌」の次に 「養育又は介護等の状況申出書」や「養育、 主務係長 • 

介護等又は障害

删

子の養育	
子の養育	

			の栄
3 職員の状況  □ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員  □ 勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として衛生管理医(知事が労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第14条第2項に定める要件(以下「産業医の要件」という。)を備えた医師である環員のうちから指名し、又は産業医の要件を備えた医師である者として委嘱したものをいう。)が認める職員	(3) 介護等が必要になつた時期	申出に係る子」を「1 子」以、 (3) 介護等が必要になつた時期	の状況届」に、
3 7 8 8 6 8 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	弁	弁	, 
三法律第1 司法第37 二 一て衛生 1 一て衛生 2 号)第1 2 号)第1 2 号)第3	Э	月	要介護者職員
23号)第 条第2項に 第2項に 1管理医(知 4条第2項 14条第2項 15である環 15である環	ш	ш	要介護者の介護等 職員

に改め、 同 .様式注に次のように加える。

- を記入すること。 「3 職員の状況」は、群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第2条の10第4項第3号に規定する職員が申し出る場合に、該当する口にレ印
- 害者である職員」に該当する場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写しを添付すること。 に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障 \_ ယ 職員の状況」の「障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第
- の他の必要な情報に基づき判断するものとする。 いるあどこ ω 職員の状況」の「勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者」 とについては、 衛生管理医が、 当該職員を診断した医師の意見書そ

別記様式第十号の十一中 「養育又は介護等の状況変更届」 を 養育、 介護等又は障

	の状況変更届」以、		
□ 安川 腰右 寺の川 隈寺	用令権を持つ。		
_	を		
			)
職員	要介護者等の介護領	子の養育	

に、

中 別記様式第十一号注3、別記様式第十一号の二注7及び別記様式第十一号の三注5に改め、同様式注中「双は分職癖」を「、 分職癖又は顧吶」に改める。 「会計課企画推進係長」を 対 則 「会計管理課総務企画係長」に改める。

ぁ が訓令は、 令和二年四月一日から施行する。

## 群馬県訓令甲第十一号

群馬県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

和二年三月三十一日

Ш 本 太

# 群馬県知事

する。 群馬県文書管理規程 |県文書管理規程(昭和六十一年群馬県訓令甲第一群馬県文書管理規程の一部を改正する訓令 号) の 一部を次のように改正

ター」を削る。 セールス局」に改め、 第四条(見出しを含む。 第二条第四号中「環境局、コンベンション推進局及び観光局」を「森林局及び戦 同条第五号中「、 中 「総務事務センター所長」を 室 (第七号に規定する室を除く。 「総務事務管理 )及びセン 一課長」 に

改める。 「総務事務センター所長」を「総務事務管理課長」に改め、同条第四項中第七条第一項中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、同名 F「総務事な 一条第三項-務中

センター」を「総務事務管理課」に改める。

ものはコンベンション推進課、観光局長」を「林政課、戦略セールス局長」に、「観号中「環境局長」を「森林局長」に、「環境政策課、コンベンション推進局長宛ての 計管理課」に改め、同項第三号中「危機管理室」を「危機管理課」に改め、同項第四 光物産課」を「観光魅力創出課」に改め、同条第三項中「総務事務センター所長」を 「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、同項第二号中「会計課」を「会第八条第一項中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、同条第二項中 総務事務管理課長」に改める。

ンター所長」を「総務事務管理課長」に改める。 第十四条第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第十六条第四号中 第十条中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改める 「総務事務

第十八条第二項及び第二十四条第二項中「学事法制課」を「総務課」に改める。 一十三条第一項及び第二項中「総務事務センター」 を 「総務事務管理課」に改め

> 所長」を「総務事務管理課長」に改める。 第三十四条第一項並びに第三十六条第 一項及び第二項第五号中 「総務事務センター

《中「総務事務センター所長」を「総務事務管理課長」に改める。第三十七条第二項中「総務事務センター」を「総務事務管理課 に改め、 同条第三

項中 第三十八条第一 一項、第四十一条並びに第四十三条第一項及び第三項中 総務事務

ンター所長」を 「総務事務管理課長」に改める。

務事務センター」を「、総務事務管理課」に改める。 第四十五条第二項中「総務事務センター所長」を 第四十六条第一項並びに第二項第四号及び第五号、第四十八条第一 「総務事務管理課長」 項、 に、 第四十九 条 総

第二項及び第三項並びに第五十二条第二項及び第三項中「総務事務センター 「総務事務管理課長」に改める。 所長」を

専門機関 児機関 庁

改める。 第五十六条及び第五十七条中「総務事務センター所長」を「総務事務管理課第五十五条中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改める。 長 に

別表第一 の  $\frac{1}{\mathcal{O}}$ 表総務部の 項の前に次のように加える。

略部 秘書課 戦略企画課 メディアプロモーション課 デジタルトランスフォーメーション課 業務プロセス改革課 地域外交課	総戦Mの政権を配合のAの対象を配合を定るAの対象を
--	---------------------------

	<ul><li>戦略企画課</li><li>メディアプロモーシーデジタルトランスフ 業務プロセス改革課</li><li>地域外交課</li></ul>	サーメーツョン課	戦 Z D Z X X X X X X X X X X X X X X X X X
別表第一の1の表総務部の項中	総務部の項中		
秘書課 総務課	<b>小</b>	- •	
総務課		- L	
   管財課   学事法制課   広報課	<b>御</b> 孙石	- ・ ・ を	
財産有効活用課	財活	ار ادر	
「 市町村課 危機管理室	市 	- 「中 - を	

五	別表第一			環境森林部	環境部の項を次	「 監査指導課	地域包括ケ		り、別表第 別表第一		生活こ。	地域創生部	次に次のよ	一 市町村課 統計課 危機管理課
無業無無無難	の1の表産業経済部				を次のように改める。	<b>掌</b> 課	またア推進室		ーの の 1 1 の の 表		ども部		次に次のように加える。「誘嵡事嵡けてター」を	理業
———西川次光	の 項 中	林政課 林業振興課 森林保全課	廃棄物・リサイクル記 自然環境課	環境政策課 気候変動対策課 環境保全課	_		選が		表健康福祉部の項中企画部の項、生活文化スポ	県民活動支援・広聴課 消費生活課 私学・子育て支援課 児童福祉・青少年課	生活こども課	地域創生課べんま暮らし・外国」ぐんま暮らし・外国」文化振興課文化財保護課文化財保護課スポーツ振興課	「総務事務管理課」以	
			湘		_	に改め、	- を		ー ツ 部 の	無		外国人活躍推進課	、「総七」を「総管」	 K
		林林森	関し、関連の関係を表現し、関係の関係を表現し、関係の関係を表現し、関係を表現し、関係を表現し、関係を表現し、関係を表現し、関係を表現し、関係を表現し、関係を表現し、関係を表現し、関係を表現し、関係を表現し、	環気環政対保		別表第一の1の表森林			項及びこども未来部の項を削	東 大里 大里 大里 大里 大里	生こ	地ぐ文文スの創外振財振	「『『」に改め、同項の	
			加					部		¬	,局			
生活こども部		地域創生部	加える。	群馬会館	群馬会館 ぐんま総合情報センタ	別表第一の2の表総務	知事戦略部	の項の前に次のように	会計管理課	会計 審 強 課	の項中	に吸いに来る依然 労働政策課 親光魅力創出課 イベント産業振興課 e スポーツ・新コンジ	経営支援課	産業人材育成課 コンベンション推進記 コンベンション施設惠 知光物産課
ぐんま男女共同参画センタ 女性相談所   三山寮	自然史博物館 土屋文明記念文学館 世界遺産センター	近代美術館 館林美術館 歴史博物館				表総務部の項中	東京事務所	ように加える。				興課コンテンツ創出課		推進課 施設整備課
参画センタ	学館			群分	群情会七	_			НÞ	州小		地労観イ B ベス 産業	·	産ココ観人ンン推整推整
7				ーに改め、	- を				に改め、	を		こ に 改 め、	_	- を
一女参   古枯七	世文 中 大学 学 第 第	八館群 無巣類 車		同項の次に次のよる			東事		別表第一の2の表質			別表第一の1の表へ		

群馬県建設工事執行規程の一

部を改正する訓令を次のように定める。

和二年三月三十一日

中央児童相談所 西部児童相談所 東部児童相談所 東部児童相談所 ぐんま学園 -中西東ぐ 児児児 学

り、別<sub>も</sub> 森林環境事務所」や「西部環境森林事務所」以、 別表第一の2の表森林環境部の項中「辮荠凝凝點」を「凝凝辮紮點」に、「囲點別表第一の2の表企画部の項、生活文化スポーツ部の項及びこども未来部の項を削 「西株職」を 「西環株」 に、 「吾妻

沿田森林環境事務所」を「利康沼田環境森林事務所」に、 森林環境事務所」や「吾妻環境森林事務所」以、「吾森環」や「吾環森」

一利採職」を

「利職株」に

「利根

太田産業技術専門校

太産校 を

大産校 情七

に改める。

ればならない。

太田産業技術専門校 ぐんま総合情報センター

長期保存文書の表19中「淡紫事紫センター」を「淡紫事紫暗温端」に改め、別表第二 淵」に改める。 嵡センター」を「淼淼→淼啼屈鞴」に改め、別表第二の4年保存文書の表⑴中「壯玲 凞」を削り、「飆用」を「任用」に改め、別表第二の5年保存文書の表⑸中「誘嵡姍 の5年保存文書の表4中「帯消勘霽圓锵」を「帯消勘霽圓」に改め、「及び闘母霽 勘職員等」を「非常勤職員」に改め、「及び臨時職員」を削り、 に改め、 別表第二の2年保存文書の表44中「誘紫斬紫センター」を「誘紫斬紫峭崩 「雇用」を「任用 別表第二の

の訓令は、 令和二 一年四月一日から施行する。

## 群馬県訓令甲第十二号

地域機関 庁

専門機関

太

群馬県知事 Ш 本

正する。 群馬県建設工事執行規程 県建設工事執行規程(昭和四十年群馬県訓令甲第二号)群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令 の一部を次のように改

第二条第一号中「及び室」を削る。

該契約不適合を保証する特約」に改める。 して契約の内容に適合しないこと(以下 第十九条第二項中「かし担保特約」を 「契約不適合」という。)がある場合に、当 「引渡された工事目的物に種類又は品質に関

関して契約の内容に適合しないことがある場合に、当該契約の内容に適合しないこ 別記様式第三号の二中「かし担保特約」を「引渡した工事目的物に種類又は品質に

第

第44条第2項各号に規定する者による契約の解除についても保証するものでなけ 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、

や「引渡した工事目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと (以下 「契約不適合」という。)がある場合に、当該契約不適合を保証する特約」以改め、 別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第四条 (B) 第一項中「避崑岜和蒂約」

同様式第五条に次の二項を加える。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によっても、なおこの契約の目的物に係る工事 の施工に必要な資金が不足することを疎明したときには、発注者は、特段の理由が をしなければならない。 ある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書きの承諾

別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第十条第二項中「ご題し」の次に「必無さべの使除や緊囲する빡猫や飛笛・で施田しなければならない。 権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る施工以外に使用してはならず、 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を得た場合は、請負代金債

&、同条無一呼中「工事目的物に瑕疵が」や「引渡された工事目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。)が」以、「そ の瑕ヹ」を「その契約不適合」に、「、瑕ヹ」を「、契約不適合」に改め、同条第二 同様式第三十七条第一項中「この回数や」の次に「やの熱煇」を加え、同様式第四十と(第2周の藻域により発見することが困難であったものに限め。)など」に改め、 同様式第四十三条第二項③中「瑕疵担保債務」や「契約不適合である場合の保証債 パーセント」や「支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率」に必め、 項までの規定中「避崑」を「潛澂升屬心」に改め、同様式第四十二条第二項中「弁5 弟」」に改め、同条第五項及び第六項並びに同様式第四十一条 (B) 第一項から第五 項及び第三項中「強嵩」を「拙黙不斷心」に改め、同条第四項中「蟲滸」を「「蟲 一条(A)の見出しを「(引演された工事目的物が契約不適合の場合の保証)」に改 であった隠れた瑕疵」や「種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこ な場合」を加え、同様式第十五条第四項中「第2項の厳査により発見することが困難 「の撮滸」を「の煯慦子屬心」に改め、同様式第四十七条の二第二項中「弁

知

1

ッ情ト報

- ワー 信

一クネ

す

ること。群馬県庁情報通信ネットワークの機能維持に関

班

地

域

**域創生部** 

務地 班域

創生総

部部 内内

の災害情報の野の総合調整に関

取りまとめに関すること。

援知 班事

戦 略応

本部

長が命じた事項に関すること

8 5パーセント」や「支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率」以的 別記  $\delta_{\circ}$ 様式第九号中 「かし担保責任」 を 「契約不適合の場合の保証責任」

則

に改める。

2 ている請負契約に係る請負工事の執行については、なお従前の例による。この訓令の施行の際現に改正前の群馬県建設工事執行規程の規定により、この訓令は、令和二年四月一日から施行する。 が締結さ れ

### 災 害対策本部規 程

群馬県災害対策本部の組織及び運営に群馬県災害対策本部規程第一号 に定める。 関する規程の 部を改正する規程を次のよう

令和二年三月三十一日

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程 群馬県災害対策本部長 Ш 本 太

(昭和三十九年群馬県災害対策

本

め、同部私立学校対策班の項及び広報班の項を削り、同別表第一総務部の部総務班の項第八号中「第七条第一部規程第一号)の一部を次のように改正する。群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程(昭 同部の次に に次のように加える。 「第七条第二号」に 改

事 戦 略 部 務知 班事 戦 略 総 四三 五.

広報 班 一部内の総合調整に関すること。 
一部内の総合調整に関すること。 
一部内の総合調整に関すること。 
一部内の総合調整に関すること。 
一部内の総合調整に関すること。 
一部内の総合調整に関すること。 
一部内の総合調整に関すること。 記録写真及び記録映報道機関との連絡調広報に関すること。 映像の撮影に関すること。調整に関すること。

児私 童福 神校 班 四 三 二 に 音	<ul><li>談班</li><li>ボランティ</li><li>ー</li></ul>	部 総務班 ニ オ	接班軍皇帝一	文化財保護 二	班国人支援	届~
こと。 私立学校及び児童福祉施設の施設、幼児、児 配質福祉施設における応急対策の支援に関すること。 私立学校における応急教育の支援に関すること。 私立学校における応急教育の支援に関すること。 私立学校における応急教育の支援に関すること。 と。 私立学校及び児童福祉施設の幼児、児童、生に関すること。 と。 と。 私立学校及び児童福祉施設の施設、幼児、児 を。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と	広聴・県民相談に関すること。と。ボランティア活動の支援及び調整に関するこ	に属しない事項に関すること。する生活こども部の分掌に係る事項で、部内各班する生活こども部の分掌に係る事項で、部内の規定部内の災害情報の取りまとめに関すること。部内の総合調整に関すること。	本部長が命じた事項に関すること。	文化財に係る災害応急対策に関すること。文化財に係る災害情報の収集に関すること。	その他外国人の支援に関すること。外国人に係る情報に関すること。	属しない事項に関すること。

尿対策班の項 林業対策 班 Ó 五 林産物に係る災害応急対策に関すること。四 林道の応急復旧に関すること。 対策に関すること。 対策に関すること。 一 山地における土砂災害及び雪崩に係る災害応急 関すること。 五四三 次に次のように加える。

環境総務班」を「環境森林総務班」に改め、同部林業対策班の項を削り、同部ごみ・く。)」を加え、同表森林環境部の部中「森林環境部」を「環境森林部」に、「森林者対策班の項第一号及び第二号中「こと」の下に「(他部の所管に属するものを除別表第一企画部の部からこども未来部の部までを削り、同表健康福祉部の部要配慮

援班」に改め、一援班」に改め、一 に改め、 業総務班」に改め、 無力に改め、同表企業部の部企業総務・財務班の項中「企業総務・財務班」を「企い、に改め、同表産業経済部の部工業振興班の項中「工業振興班」を「地域企業支別表第一森林環境部の部森林環境応援班の項中「森林環境応援班」を「環境森林応 同表教育管理部の部文化財保護班の項を削る。如り、同部団地・施設管理班の項中「団地・施設管理班」を「団地班」

班の 改め、 別表第二総務部の部総務部長危機管理監の款中 項中 同款防災総括班の項中 管財課長」 「秘書課長 を 財産有効活用課長」「人事課長 「危機管理室長」を「危機管理課長」 に改め、 危機管理監」 同款私立学校対策班の項及び を に改め、 総務部長 」 同款総務 に

広報班の項を削り、 同 一款避難所支援班の項を次のように改める。

難所支援班 統計課長 市町村課長

長」を「総務事務管理課長」に改め、 別表第二総務部の部総務部長危機管理監の款渉外班の項中「総務事務センター 同部の次に次のように加える。 所

	ı — —							
生活こど			台	<sup>羽</sup> 地域創生			台	羽 事 戦 略
生活こど			音	将地 長 創 生			音	形 事 戦 略
生活こども総務	地域創生応援班	文化財保護班	外国人支援班	地域創生総務班	知事戦略応援班	ワーク班 情報通信ネット	広報班	知事戦略総務班
生活こども課	文化振興課長	長文化財保護課	推進課長 ・外国人活躍	地域創生課長	ーション課長 アジタルトラ	改革課長	長 モーション課 アプロ	戦略企画課長
	課長フポーツ振興						秘書課長	地域外交課長
	興							長

の

項中

山課長

に

国保援護課長「地域包括ケア推進室長 一個鲁政分部上」 を な 「国保援護課長」に改め、 障害政策課長」 改め、 部健康福 同 長森 同

林環境部の部を次のように改める。 祉部長の款要配慮者対策現の項中 健康福祉応援班の項中

款

自然環境課長	課長気候変動対策	環境森林応援班		
林業振興課	林政課長	林業対策班		
	イクル課長 発棄物・リサ	班のこのでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは		
	環境保全課長	環境汚染対策班	音	т Т
	環境政策課長	環境森林総務班	環境森林	環境森林

観光班の項中「観光物産課長」 営支援課長」に改め、 観光班の項中「観光物産課長」を「観光魅力創出課長」に改め、同款産業経済応「工業振興課長」を「地域企業支援課長」に改め、「次世代産業課長」を削り、 |支援課長」に改め、同款工業振興班の項中「工業振興班」を「地域企業支援班」に、別表第二産業経済部の部産業経済部長の款生活必需品班の項中「商政課長」を「経 同款産業経済応援 同 班 款

改め、 設管理室長」を削り、同表教育管理部の部教育次長の款文化財保護班の項を削り、削り、同款団地・施設管理班の項中「団地・施設管理班」を「団地班」に改め、一 企業総務班」に、「企業局総務課長」を 同表企業部の部企業局長の款企業総務・財務班の項中「企業総務・財務な同表企業部の部企業局長の款企業総務・財務の項中「企業総務・財務などのである。」 労働委員会事務局長 コンベンション推進課長 を eスポーツ・新コンテンツ創出課項「産業人材育成課長 教育次長の款文化財保護班の項を削り、同・施設管理班」を「団地班」に改め、「施「経営戦略課長」に改め、「財務課長」を 班」を

別表第二の二救出「審査課長」を削る。 一救出・ 救助 調整チー A の 項中 危機管理室」 を 「危機管理課」に改め

表会計部の部会計管理者の款経理班の項中 「会計課長」を「会計管理課長」に改め、

改め、同表総括調整担当の項及び情報収集担当の項中「危機管理室」を「危機管理の項中「危機管理室次長」を「危機管理課次長」に、「商政課」を「経営支援課」に合政策室」を「危機管理課」に、「商政課」を「経営支援課」に改め、同表輸送担当 課」に改める。 同表受援・応援チームの項中「総合政策室長」を「人事課長」に、「危機管理室、

林班」に、「渋川森林事務所長」を「中部環境事務所長」に、「中部環境事務所長」森林班」に改め、同表伊勢崎地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」を「環境森林事務所長」を「中部環境事務所長」に、「中部環境事務所長」を「渋川森州事務所長」を「中部環境事務所長」に、「中部環境事務所長」を「渋川森別表第五前橋地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」を「環境森林班」に、別表第四森林環境班の項中「森林環境班」を「環境森林班」に改める。 同表高崎地方部の部森林環境班の項を次のように改

を「渋川森林事務所長」に改め、

環境森林 班 西部環境森林事務所長 西 部環境森林事務 所

別表第五藤岡地方部の部森林環境班の 項を次のように改 らめる。

環境森林 班 藤岡· 森林事務所長 務西 7所長 境 森林事 藤西 [岡森林事務所]

表第五 富岡地方部の部森林環境班 Ó 項を次のように改める。

環境森林 班 富岡 森林事務所長 務西 務所長 四部環境森林事 富岡森林事務所西部環境森林事務 所

別表第五吾妻地方部の部 森林環境班の 項を次のように改める。

環境森林 班 吾妻環境森林事務所長 吾妻環境森林事務所

根沼 田 地方部 の部森林環境班の項を次のように改め る。

環境森林 班 所利 長根 沼田環境森林事務 所利 根沼田環境森林事務

「桐生森林事務所長」に改める。

「桐生森林事務所長」を「東部環境事務所長」に、「東部環境事務所長」を班」に、「桐生森林事務所長」を「東部環境事務所長」に改め、同表館林地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」を「環境森林事務所長」に改め、同表桐生地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」を「環境森林事務所長」を「東部環境事務所長」に、「東部環境事務所長」を「桐生森別表第五太田地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」を「環境森林班」に、別表第五太田地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」を「環境森林班」に、

則

この規程は、 令和二年四月一日から施行する。

総

# 群馬県国民保護対策本部規程第一号

# 群馬県緊急対処事態対策本部規程第一号

部を改正する規程を次のように定める。群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程

群馬県緊急対処事態対策本部長群馬県国民保護対策本部長 ЩЩ 本 本 太太

# 程の一部

群馬県国民保

yめ、同部私立学校対策班の項及び広報班の項を削り、同部の次に次のように加える別表第一総務部の部総務班の項第十一号中「第七条第一号」を「第七条第二号」に 同部の次に次のように加える。

			知 事 戦 略 部
援班戦略応	班トワーク	広報班	務知 班事 戦 略 総
一 本部長が命じた事項に関すること。	すること。	三 記録写真及び記録映像の撮影に関すること。二 報道機関との連絡調整に関すること。一 広報に関すること。	一 部内の総合調整に関すること。   一 部内の武力攻撃災害に関すること。   三 国に対する緊急要望に関すること。   三 国に対する緊急要望に関すること。   正関すること。   三 国に対する緊急要望に関すること。   三 国に対する緊急要望に関すること。   二 部内の武力攻撃災害に関すること。   二 部内の武力攻撃災害に関すること。

緊急対処事態対策本部規程 民保護対策本部規程

令和二年三月三十一日

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規	
部を改正する規程	
保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程	
台のトラスときからころしきあった。ことのことには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ	

対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。(平成十八年群馬県国民保護対策本部規程第一号及び平成十八年群馬県緊急対処事

二 部内の武力攻撃災害に関する情報の取りまとめ   一 部内の総合調整に関すること。	務班 地域創生総	地域創生部
一 本部長が命じた事項に関すること。	援班戦略応	
ク すること。	班 ットワーク ク	
三 記録写真及び記録映像の撮影に関すること。 一 報道機関との連絡調整に関すること。 一 広報に関すること。	広報班	
属しない事項に関すること。  五 その他群馬県行政組織規則第七条第一号に規定すること。		
」国にす		
二部的内の武総	務班戦略総	知事戦略部

業対策

班

集に関

力攻撃災害に関

業

対策班

の

項

を

削り、

同

部ごみ・

の

次に次のように加

がえる。

部生 活こども 部第 を 企画 「環境森林部」に、画部の部からこども 児童 福芸 総生務活 援地 談アボ 班文 班外 ・県民 班• 班域 国 化 創生応 人支援 財 班 こども 祉校 保 相イ 護 班• 兀 「森林環境総務班」をも未来部の部まで、 に属しない事項に悶って その他群馬県行政 に関すること。 エータの武力攻撃災 の 部内の武力攻撃災 属しない事項に その他群馬県 に関すること。 と。ボ ための措置に関すること。
文化財の保護に関すること。
文化財の保護に関すること。
に関すること。 と 児童福祉施設における応急対策の支援に関 その他外国人の支援に関すること、外国人に係る情報に関すること。 広 本部長が命じた事項に関すること。 聴・ ラン 県民 事項に関すること。
「創生部の分掌に係る事項で、部内各班群馬県行政組織規則第七条第三号に規 テ (力攻撃災害に関する情報)合調整に関すること。 イア 7相談に関すること。 活 関の政 三動の支 関すること。 の分掌に係る事項で、 政組織規則第七条第m の 項を ŋ (援及 環境森林総務 同表森林環境部 ること。 び に係る国 に関する 調 整 で、  $\mathcal{O}$ 情報 取り |民の 情報 匹 班」に改め、 9ること。 児童、生 部内各で 関  $\mathcal{O}$ りまとめ が見、 す するこ 保 (T) 部中「森 す 収 る 護 収 集児 Ź 班定 集 に定

> 援班」に改め、援班」に改め、 文化財保護班の項を削る。育総務班の項第三号中「で、 育総務班の項第三号中「で、」の下施設管理班の項中「団地・施設管理 同項第二号中「国民の保護のための措置」を「応急の復旧」に改め、び雪崩に係る」を「県管理の砂防設備の」に、「情報」を「被害等の 企業総務・ 財務 森林 環 班の項中 |表県土整備部の部砂防班の項第一号中「人家等||表産業経済部の部工業振興班の項中「工業振興 境部の部 で、」の下に「教育管理部及び学校教育部の」を加え、同・施設管理班」を「団地班」に改め、同表教育管理部の部「企業総務・財務班」を「企業総務班」に改め、同部団地 森林環境 心援班  $\widehat{\mathcal{O}}$ 項 第一号中「人家等に関する土砂災害及 单 「情報」を「被害等の情報」 「森林環境応援班」 班 を 同 を 表企業部 地 企業部の部に改め、 <sup>垛</sup>境森林応 域企業支

改め、 0 单 別 表第一 項を削り、 管財課長 「秘書課長」 同款総括班 一総務部の部総務部 同 款 を  $\mathcal{O}$ 項中 避難所支援班 財産有効活用調「人事課長 「危機管理室長」を 長危機管理監 の項を次のように改 課長」 に改め、 の 款 「危機管理課長」 单 同 危総 <sup>危機管理監</sup> いめる。 款私立学校 監 改め、 対策班 を 総危 総務部長 理監 同款総務  $\mathcal{O}$ 項 反び広 監 班  $\mathcal{O}$ に

項

### 班 澼 難所支 援班 統計課 長 町村課長

別表 を 第 「総務事務管理課長」に改め、 一総務部 の部総務部長危機管理監の款渉外班の項中「総務事務 同部の次に次のように加える。 セ タ 所

		孙			
Ė	形域 創生			台	形知 事 戦 略
手	地域創生			音	知事戦略
外国人支援班	地域創生総務班	知事戦略応援班	ワーク班 情報通信ネット	広報班	知事戦略総務班
推進課長 ・外国人活躍	地域創生課長	ーション課長 ーション課長	改革課長	長 モーション課 アプロ	戦略企画課長
				秘書課長	地域外交課長

兀 菌武 |民の保護のための措(力攻撃災害による治 置山 関林 ||すること。 ||が道及び林っ 産物 係

	「地域包括ケア惟進室長				)
」を「健康福祉	「障害政策課長」	祉部長の款避難行動要支援者対策班の項中	難行動要支	部長の款避	祉
同表健康福祉部	り、	の部からこども未来部の部までを削	画部の部か	別表第二企画部	
少年課長・青	支援課長私学・子育で	福祉班・児童			
消費生活課長	・広聴課長県民活動支援	県民相談班			
	長活こども課	班生活こども総務	も部長ど	も活こど	
課長フポーツ振興	文化振興課長	地域創生応援班			
	長文化財保護課	文化財保護班			

同 め .表森林環境部の部を次のように改める。、同款健康福祉応援班の項中 | 国保援護課 長 を 「国保援護課長」 策祉部 課課  $\mathcal{O}$ 部健 長長 こに改め、 に改 康 福

			苕	ド環 境 森林
				環境森林
環境森林応援班	林業対策班	班のこのでは、	環境汚染対策班	環境森林総務班
課長気候変動対策	林政課長	イクル課長 廃棄物・リサ	環境保全課長	環境政策課長
自然環境課長	林業振興課長			

営支援課長」に改め、 「工業振興課長」を「地域企業支援課長」に改め、「次世代産業課長」を削り、同款「支援課長」に改め、同款工業振興班の項中「工業振興班」を「地域企業支援班」に、別表第二産業経済部の部産業経済部長の款生活必需品班の項中「商政課長」を「経 「業経済応援班の項 を

労働委員会事務局長コンベンション施設整備課長コンベンション推進課長「産業人材育成課長 労働委員会事務局長 eスポーツ・新コンテン 「イベント産業創出課長

> 創 出 課長 に改 め、 同款観光班の項中 「観光物産課長」を 「観光魅力創出課長」

> > に

削り、同款団地 表会計部の部会計管理者の款経理班の項中「会計課長」を「会計管理課長」に改め、 設管理室長」を削り、 「審査課長」を削る。 表企業部 削り、同表教育管理部の部教育次長の款文化財保護班の項を削り、・施設管理班の項中「団地・施設管理班」を「団地班」に改め、 の部企業局 「企業局総務課長」を「経営戦略課長」に改め、 長の款企業総務・財務班  $\mathcal{O}$ 項中「企業総務・財務 如の項を削り、同 」に改め、「施」に改め、「施

改め、同表総括調整担当の項及び情報収集担当の項中「危機管理室」を「危機管理の項中「危機管理室次長」を「危機管理課次長」に、「商政課」を「経営支援課」に 合政策室」を「危機管理課」に、「商政課」を「経営支援課」に改め、同表輸送担 同表受援・応援チームの項中「総合政策室長」を「人事課長」 課」に改める。 別表第二の二救出・救助調整チームの項中「危機管理室」を「危機管理課」に改 に、「危機管理室、 総め、 当

に改め、 森林事務所長」に改め、同表利根沼田地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」をの項中「森林環境班」を「環境森林班」に、「吾妻森林環境事務所長」を「吾妻環境森林事務所長」を「西部環境森林事務所長」に改め、同表吾妻地方部の部森林環境班を「環境森林班」に、「西部森林環境事務所長」を「富岡森林事務所長」に、「富岡 部環境森林事務所長」に改め、同表富岡地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」「西部森林環境事務所長」を「藤岡森林事務所長」に、「藤岡森林事務所長」を「西 改め、同表藤岡地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」を「環境森林班」に、班」を「環境森林班」に、「西部森林環境事務所長」を「西部環境森林事務所長」に 森林班」に改め、同表伊勢崎地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」を「環境森林事務所長」に改め、同表渋川地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」を「環境 を「渋川森林事務所長」に改め、同表高崎地方部の部森林環境班の項中「森林環境 林班」に、「渋川森林事務所長」を「中部環境事務所長」に、「中部環境事務所長」 森林班」に改め、同表館林地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」を「環境森林 林事務所長」に改め、 「環境森林班」に、「利根沼田森林環境事務所長」を「利根沼田環境森林事務所長」 「渋川森林事務所長」を「中部環境事務所長」に、「中部環境事務所長」を「渋川別表第五前橋地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」を「環境森林班」に改める。 桐生森林事務所長」を「東部環境事務所長」に、「東部環境事務所長」を「桐生森 桐生森林事務所長」に改める。 同表太田地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」を「環境森林班」に、 桐生森林事務所長」を 同表桐生地方部の部森林環境班 「東部環境事務所長」 の項中「森林環境班」を「環境 「東部環境事務所長」を 班」に、

この 規程は、附則 和 年四 月 日 から施行す

る

25

毎週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県** 

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111